

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

(医療整備課)

ページ

号外(一) 平成二十四年十月二十六日

規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則(平成二十年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県は、県内」を「県は、県内の医師が不足する地域」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第十三条第一項中「交付を受けた修学資金」を「交付を受けたそれぞれの修学資金の額に、交付を受けたそれぞれの日の翌日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの期間(次条第五項又は第六項の規定により業務従事期間に算入しない期間を除く。)(の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息の額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))を加えた額の総額(百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))」に改める。

第十四条第一項の表以外の部分中「臨床研修を県内の医療機関で」を「臨床研修を県内の医療機関において」に改め、同項の表第一種修学資金の項中「一年に満たない期間があるときはその期間を一年として算定し、当該修学資金の貸付けを受けた期間が二年に満たないときは三年とする。」「及び」「一年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。」「を削り、「医療機関に」を「医療機関において」に改め、同表第一

種修学資金の項中「医療機関に」を「医療機関において」に改め、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の規定による業務に従事した期間には」を「当該期間は業務従事期間に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定の適用については、借受人が、同項の規定により修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）のうち、に学校教育法第九十七条に規定する大学院の医学を履修する課程に在学する期間（当該期間のうち、に県内の医療機関において業務に従事した期間があるときは、その従事した期間を除く。以下「大学院在学期間」という。）がある場合は、第一種修学資金の借受人にあつては四年、第二種修学資金の借受人にあつては同項の規定による知事が指定する医療機関において勤務する期間（以下「指定勤務期間」という。）（以外の期間（以下「その他勤務期間」という。）に相当する期間を上限として、当該大学院在学期間を県内の医療機関において業務に従事したものとみなして業務従事期間に算入するものとする。

3 前項の場合において、大学院在学期間を業務従事期間に算入するときは、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種修学資金 大学院在学期間をその他勤務期間に算入した後三年を超える期間を指定勤務期間に算入すること。

二 第二種修学資金 大学院在学期間をその他勤務期間に算入すること。

4 大学院在学期間に県内の医療機関以外の医療機関において業務に従事した期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。ただし、業務従事の継続性が保持されているものとする期間については、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。

一 第一種修学資金 四年（業務従事期間に算入する期間を含む。）

二 第二種修学資金 その他勤務期間に相当する期間

5 借受人が、自らの資質向上のため四年を超えない範囲内で県内の医療機関以外の医療機関において業務に従事すること（以下「県外勤務」という。）により県内の医療機関において業務に従事することができなかつた期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。

第十四条の次に次の二条を加える。

（県外勤務承認の申請）

第十四条の二 前条第五項の規定により県外勤務をしようとする借受人（以下「県外勤務申請者」という。）は、あらかじめ県外勤務承認申請書（別記第九号様式の二）に当該県外勤務の内容が分かる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（県外勤務承認の決定）

第十四条の三 知事は、前条の規定により県外勤務承認申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を文書により県外勤務申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、県外勤務承認決定通知書（別記第九号様式の三）又は県外勤務承認決定通知書（別記第九号様式の四）によるものとする。

第十五条中「前条」を「第十四条」に改める。

第十六条中「前二条」を「第十四条及び前条」に改める。

別記第一号様式中

県省先住所及び電話番号	〒 ()
県道先住所及び電話番号	〒 ()
高校在学時の居住市町村名	

を

「 上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県医学生修学資金の返還連帯して履行することを保証します。」

に

「 上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県医学生修学資金債務については、本人と」

に

「 上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県医学生修学資金返還債務については、本人と」

に改める。

「 貸 付 金 額 」

円 貸付金額

円 貸付金額

円 「備考」 修学資金を返還し、平成25年4月資金貸付規則第13定の適用を受けよう

「 借 用 金 額 」 円

「 借 用 金 額 」 円

円 「決定番号」 或 「貸付決定番号」 又はNo. 別記第九号様式の次に次の三様式を加える。

第9号様式の2 (第14条の2関係)

県外勤務承認申請書

岐阜県知事 様

貸付決定番号 第 号
住所 氏名

岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条第5項の規定による県外勤務をしたいので、同規則第14条の2の規定により申請します。

県外勤務をしようとする医療機関の名称及び所在地	名称	
	所在地	
県外勤務開始予定年月日	勤務する診療科	
	年月日	
県外勤務終了予定年月日	年月日	
県外勤務をしようとする理由		

第9号様式の3 (第14条の3関係)

県外勤務承認決定通知書 第 年 月 日 号 様 岐阜県知事 印	
年 月 日付けで申請のあった県外勤務については、下記のとおり承認することに決定したので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条の3の規定により通知します。	
記	
貸付決定番号	第 号
県外勤務をしようとする医療機関の名称及び所在地	名称
	所在地
	勤務する診療科
県外勤務開始予定年月日	年 月 日
県外勤務終了予定年月日	年 月 日
備考	

第9号様式の4 (第14条の3関係)

県外勤務不承認決定通知書 第 年 月 日 号 様 岐阜県知事 印	
年 月 日付けで申請のあった県外勤務については、下記のとおり不承認と決定したので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条の3の規定により通知します。	
記	
理由	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行期日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岐阜県医学士生修学資金貸付規則(以下「改正規則」という。)の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者(以下「既借受人」という。)及び施行期日以後に新規に貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、既借受人に係る改正規則第十三条第一項、第十四条第五項、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、これらの規定の適用を受けようとすることについて既借受人が知事が別に定めるところにより書面による意思表示をした場合に限り、適用する。

4 前項の規定の適用を受ける者に係る改正規則第十三条第一項の利息の計算については、前項の意思表示を行った日において貸付けを受けている修学資金及びその日以後に貸付けを受ける修学資金について、交付を受けたそれぞれの日の翌日を起算日とするものとする。

平成二十四年十月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社